

防犯指針

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

令和4（2022）年12月

広島県

防犯指針とは

1 防犯指針について

防犯指針は、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成14年広島県条例第48号。以下「条例」という。）の規定に基づき、平成15年12月に「道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針」及び「住宅の用に供する建築物に関する防犯指針」を、平成18年11月に「子どもの安全確保に関する防犯指針」を策定しました。

しかしながら、近年、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪の手口が悪質・巧妙化するなど、治安情勢が変化するとともに、女性を対象とした、性犯罪をはじめとする悪質な犯罪も依然として発生していることから、令和3年12月に条例を一部改正し、「子ども・女性・高齢者の安全確保」及び「インターネットの利用に係る犯罪被害の防止」及びそれぞれに係る「指針の策定」を規定し、これに基づき防犯指針を策定しました。

これらの指針を踏まえて、県民をはじめとする各主体の防犯意識や自主的な防犯行動が促進され、「犯罪が起こりにくい広島県」を実現しようとするものです。

2 指針の性格等

（1）性格

これらの指針は、条例の規定に基づき、子ども・女性・高齢者等の安全確保のほか、インターネット、道路・公園・駐車場及び駐輪場、住宅の防犯性の向上を図るための方策を示すものです。

それぞれの指針は、県民やその対象となる施設の設置・管理者、その他事業者等に対し何らの具体的な義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、自発的な取組を促すものです。

（2）見直し

これらの指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

（3）その他

各項目に係る関連資料や各種情報を掲載していますので、御活用ください。

目 次

○ 子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全確保に関する防犯指針

第1 総則	
1 目的	2
2 基本的な考え方	2
第2 具体的な方策	
1 子どもの安全確保	4
2 高齢者の安全確保	13
3 女性の安全確保	19
4 その他の特に防犯上の配慮を要する者（要配慮者）の安全確保	25

○ インターネットの安全利用に関する防犯指針

第1 総則	
1 目的・基本的な考え方	26
2 インターネット犯罪事例	26
第2 具体的な方策	
1 インターネットの利用に係る犯罪被害を防止するための基本的な対策	27
2 インターネットを安全に利用するためのルール等の理解促進と自主的な取組の推進	28
3 インターネットを安全に利用するための社会的な取組の推進	31

○ 道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針

第1 総則	
1 目的	34
2 基本的な考え方	34
3 指針の対象	34
第2 具体的な方策	
1 道路	35
2 公園	35
3 駐車場・駐輪場	36

○ 住宅の用に供する建築物に関する防犯指針

第1 総則	
1 目的	39
2 基本的な考え方	39
3 指針の対象	40
第2 具体的な方策	
1 共通項目（共同住宅・一戸建て住宅）	41
2 共同住宅（共用部分）	44

子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全確保に関する防犯指針

第1 総 則

1 目的

この指針は、条例第12条（※1）の規定に基づき、

- (1) 子どもの安全教育を充実させるための方策及び「学校等」（※2）、「通学路等」（※3）、「子どもが利用する事業所等」（※4）及び交通機関」における防犯上の方策並びに「児童虐待の防止」及び「子どもの性犯罪・性暴力被害の防止」を示すことにより、子どもの安全確保を図る
- (2) 日常生活において被害に遭うおそれのある「侵入犯罪」（※5）及び「街頭犯罪」（※6）」に加え、特に高齢者が被害の対象となる「特殊詐欺」（※7）及び「悪質商法」（※8）に対する防犯上の方策を示すことにより、高齢者の安全確保を図る
- (3) 主に女性が被害の対象となる「性犯罪等その他の犯罪」，「配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下「DV」という。）」，「ストーカー事案」（※9）における防犯上の方策を示すことにより、女性の安全確保を図る
- (4) その他、「障害者」及び「外国人」のほか、犯罪の情勢に応じて防犯上の配慮を必要とする者に対する取組を図る

ことを目的とする。

2 基本的な考え方

子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全を確保するため、自らが犯罪の被害に遭わないための自主的な取組を図ることに加え、地域住民、事業者、民間の関係団体、行政等様々な主体が協働・連携した地域ぐるみの取組を行うものとする。

また、子どもの安全確保においては、保護者、学校等も加え、地域ぐるみで子どもを守り育てる取組を行うものとし、関係法令に照らし、子どもの発育段階、学校等の状況その他地域の実情等に応じて運用するものとする。

【用語解説】

番号	用語	解説
※1	条例第12条	【「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例】 第12条…県は、子ども等要配慮者の安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。
※2	学校等	学校又は児童福祉施設等
※3	通学路等	子どもが通学、通園等の用に供している道路及び利用する公園、広場等
※4	子どもが利用する事業所等	商業施設、スポーツ施設、遊戯施設、学習施設等子どもが利用するすべての事業所、店舗等
※5	侵入犯罪	住宅等の建物に侵入して行われる犯罪で、侵入強盗や侵入窃盗、住居侵入のこと。 侵入窃盗のうち一般住宅をねらう「空き巣（あきす）」・「忍込み（しのびこみ）」・「居空き（いあき）」を住宅対象侵入窃盗という。 「空き巣」…家人等が不在の住宅に侵入し金品を盗むもの 「忍込み」…夜間、家人等が就寝した頃に住宅に侵入し金品を盗むもの 「居空き」…家人等が昼寝や食事中等に住宅に侵入し金品を盗むもの
※6	街頭犯罪	道路、公園、駐車場・駐輪場、駅等の街頭で発生するひったくりや路上強盗、自転車盗・自動車盗等
※7	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称 ○ オレオレ詐欺 親族・警察官等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る手口 ○ 預貯金詐欺 親族・警察官等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要」などの名目で、キャッシュカード、クレジットカード等をだまし取る手口 ○ 還付金詐欺 税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口 等
※8	悪質商法	一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれた商法 ○ 点検商法 「無料で点検に来た」などと言って来訪し、「工事をしないと危険」などと不安をあおって高額な工事やサービスを契約させる商法 ○ 訪問販売 「布団を見せてほしい」などと言って来訪し、「布団が古く身体によくない」などと不安をあおって高額な布団を強引に契約させる商法等
※9	ストーカー事案	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手等に対して、「つきまとい」等の行為を反復して行う事案

第2 具体的な方策

1 子どもの安全確保

(1) 安全教育の充実

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、民間の関係団体及び関係機関は、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための教育及び犯罪を起こさないようにするための教育を行うよう努める。

なお、ここでは、家庭、学校等及び地域に分けて、それぞれが行う安全教育について掲げているが、子どもの発達段階等を考慮し、必要に応じて、相互に連携しながら繰り返して行うことが大切である。

ア 家庭における安全教育

幼児期から、食事や団らんの場などを通じて、身近なところに様々な危険が潜んでいることを理解させるとともに、犯罪被害に遭いそうになったときの対処方法について話をするなど、家庭における安全教育を行うよう努める。

(ア) 犯罪が起りやすい場所（※1）を予測する能力の育成

通学路等日ごろから子どもが利用する場所を子どもと一緒に見て歩き、犯罪が起りやすい場所を予測する能力を身に付けさせる。

(イ) 誘拐や連れ去りなどに遭わないための対処方法（※2）の指導

誘拐や連れ去りなど、子どもが被害に遭う可能性のある犯罪や場面を想定し、対処方法について指導する。

(ウ) 防犯機器の取扱いの指導

子どもが、誘拐や連れ去りに遭いそうになったとき、確実に使用できるよう、防犯ブザー（※3）等の防犯機器の携帯方法、使用方法及び点検方法等を指導する。

(エ) 緊急避難場所の確認

子どもの避難場所となる交番や「子ども110番の家」（※4）等の場所を確認させる。

(オ) 命を大切にし、他人を思いやる心の育成

子どもが命の大切さを実感したり、他人の心や体の痛みが分かるなど、命を大切にし、他人を思いやる心を育む。

また、人を傷つけても責任が問われないなど、テレビやゲーム等の仮想の世界と現実の世界との違いをしっかりと理解させる。

(カ) 規範意識の醸成

子どもと話をし、「我が家のルール」等を決め、みんなで守ることなどにより、ルールを守ることの大切さを理解させるとともに、物事の善悪を判断する力を身に付けさせる。

また、スマートフォン等で、インターネットを利用する場合の情報モラル（※5）を身につけさせる。

イ 学校等における安全教育

様々な機会を通じて、子どもに危険予測能力や危険回避能力、被害を最小限度に抑える対処方法を身に付けさせるとともに、社会規範を尊重する心を育成するよう努める。

(ア) 危険予測能力や危険回避能力等の育成

a 地域安全マップ（※6）づくり等を通じた指導

地域安全マップづくり等をさせることにより、子どもに実感を持たせ、犯罪が起りやすい場所を認識させる。

b 防犯教室の活用

学校等への不審者侵入時や登下校時に誘拐等に遭いそうになった場合の具体的な対処方法（指示に従い安全に逃げる、大声を上げる、交番や「子ども110番の家」に駆け込むなど）について、子どもが参加・体験できる実践的な防犯教室を開催し、犯罪の被害に遭わないための知識や対処方法を身に付けさせるよう指導する。

(イ) 社会規範を尊重する心の育成

a 規範意識の向上

道徳教育等を一層充実させ、善悪の判断力を育成する。

ルールを守ることの大切さを指導するとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動に対する指導を徹底する。

b 非行防止教室の活用

薬物乱用防止、犯罪防止、暴走族加入防止等の非行防止教室を開催し、規範意識を持って、社会の一員としての行動ができるように指導する。

ウ 地域における安全教育

地域の子どもは地域で守るという共通理解の下に、大人が積極的に子どもに関わる機会を増やす中で、子どもの安全意識を高めるなど、地域における安全教育を行うよう努める。

(ア) 地域でのあいさつの励行

地域ぐるみで、大人も子どもも声を出して、お互いにあいさつをする。

(イ) 子どもに対する指導・助言

大人が地域の子どもに関心を持ち、子どもを育む意識を持って、日常生活を通じ、危険な行為を注意したり、声をかけ合うなど指導・助言する。

(ウ) 地域活動を通じた社会性の育成等

祭りや町内清掃、防犯活動等の地域行事に子どもを参加させる機会を増やし、その活動を通じて子どもの社会性の育成や安全意識の向上を図る。

(エ) 地域における啓発活動

防犯ポスターやステッカー等を公民館、集会所、自治会等の掲示板に掲示するなど、子どもの安全意識の啓発を図る。

(2) 学校等における安全の確保

学校等において、子どもが安心して学び、生活できるよう、学校等の状況や地域の実情等に応じて、安全管理のための校内体制の整備や研修等を充実するとともに、施設や防犯機器等の点検整備を行うよう努める。その際、保護者、地域住民及び関係団体の幅広い協力を得て取組を行うことが重要である。

ア 学校等における安全管理のための校内体制の整備や研修等の充実

学校等の設置・管理者は、子どもの安全を確保するため、次のような取組を行うよう努める。

- 不審者侵入時の危機管理マニュアル（※7）等の策定及び点検
- 子どもの安全確保についての教職員等の研修
- 緊急時に備えた実践的な防犯訓練の実施

イ 学校等における安全管理対策

学校等の設置・管理者は、学校等における安全管理対策を推進するため、必要に応じて、次のような取組を行うよう努める。

(ア) 不審者の侵入防止対策

- 登下校時以外の門扉の施錠等の措置
- 出入口の限定
- 関係者以外の立入りを禁止する旨の立札、看板等の設置
- 来訪者の入口及び受付の明示並びに応接スペース等の設置
- 来訪者に対する名簿への記入及び来訪者証の使用の要請
- 来訪者への声かけ
- 不審者の侵入を防止するための防犯設備の点検整備
- 不審者の侵入の防止、死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置の検討
- 教職員等による学校等の敷地内及び外周の巡回

(イ) 施設及び設備の点検整備の実施

- 校門、囲障（※8）、外灯、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等の点検整備
- 死角の原因となる障害物の移動又は除去
- 避難の妨げとなる障害物の移動又は除去
- 警報ベル、ブザー等の警報装置、防犯カメラ等の防犯監視装置、校内緊急通話システム等の校内の連絡装置、警察等への非常通報装置等の防犯設備の点検整備
- さすまたその他の防犯器具の点検整備

ウ 保護者、地域住民及び警察署等との連携

学校等の管理者は、保護者、地域住民、民間の関係団体及び警察署等の関係機関と連携し、子どもの安全を確保するための体制の整備に努める。

(ア) 保護者、地域住民との連携

子どもの安全に関する注意喚起の文書等を保護者や地域で共有できるよう配

慮するとともに、地域住民に対してスクールガード（※9）（学校安全ボランティア）への参加を働きかける。

（イ）警察署等との連携

学校等から警察署・交番等へ子どもの登下校の時間、学校行事等の情報提供を行い、警察官による学校等への巡回等について協力を依頼する。

エ 緊急時における対応

学校等の管理者は、不審者が学校等の施設に侵入した場合、又は、学校等の近隣において子どもに危害が及びおそれがある事案が発生した場合に、危機管理マニュアル等に基づき、

- 子どもの避難誘導
- 警察等への緊急通報
- 保護者等への緊急連絡
- 登下校の方法の決定
- 近隣の学校等への情報提供

など適切な対応を行う。

（3）通学路等における安全の確保

通学路等において、子どもが安心して学校等に通うことができるよう、地域の実情等に応じて、必要な取組を行うよう努める。

ア 子どもの見守り活動の促進

（ア）地域全体で子どもを見守る活動の推進

学校等の管理者、保護者、地域住民及び警察署長は、通学路等の管理者、事業者、民間の関係団体及び関係機関と相互の連携を強化し、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」（※10）を構築するなど、地域全体で子どもを見守る活動を推進するよう努める。

（イ）多様な担い手による見守りの活性化

学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等の「見守りの空白地帯」を埋めるため、これまで見守り活動を担っていた高齢者世代を中心とした活動の効率化・活性化を図ることはもとより、新たな主体が様々な形態の見守り活動に関わることを促し、担い手の裾野を広げる。

- ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際の「ながら見守り活動」の推進
- 事業者による防犯CSR活動（※11）の一環としての「ながら見守り活動」の推進
- スクールガードの養成、スクールガード・リーダー（※12）の巡回の推進
- 青色防犯パトロール（※13）団体への情報提供やパトロール車に搭載するドライブレコーダーの設置費用等に関する補助制度等の支援
- 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備・充実

- 「子ども110番の家」等の実施主体に対する、より実践的・具体的な指導・研修の実施のほか、必要な情報提供等の支援

イ 地域住民等との情報共有

学校等の管理者、警察署長等は、子どもの安全に関する情報を保護者、地域住民、自治会等地域の関係団体、事業者等にタイムリーに提供し、情報の共有化を図るよう努める。

また、こうした情報は、防犯メール（※14）等により配信されているが、事案の概要を知らせるのみではなく、次のような受信者側の具体的な対応に資する情報提供となるよう努める。

- 地域住民や防犯ボランティアが、犯罪等の発生場所・被害態様に関し、見守りの配置・ルートの変更等を検討するに当たって役立つ情報
- 保護者等が取り得る防犯対策
- 事前に提供した情報に係る検挙情報等

ウ 通学路等の安全点検等

学校等の管理者、保護者、地域住民及び警察署長は、通学路等の管理者、事業者、民間の関係団体及び関係機関と相互に連携し、安全な通学路等を確保するため、次のような取組を行うよう努める。

（ア）定期的な通学路等の安全点検

通学路等及びその周辺の状況は、時とともに変化することから、定期的に点検を行い、「1人区間」等の「見守りの空白地帯」等の防犯上の観点から危険があると認められる箇所（以下「危険箇所」という。）を把握・共有した上で、環境整備や必要に応じて通学路のルート等の見直しの検討を行う。

（イ）危険箇所の重点的な警戒・見守り

防犯ボランティア、地域住民による見守りについては、把握した危険箇所へ重点的に配置することを検討するなど、その効率的・効果的な実施を図る。

（ウ）安全な通学路等環境の整備

通学路等の管理者は、日ごろから学校等の管理者や保護者、地域住民等の意見も聞きながら、通学路等の安全点検を行うとともに、「道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針」や「住宅の用に供する建築物に関する防犯指針」を踏まえ、必要に応じて、通学路等の安全な環境の整備に努める。

エ 子どもの危険回避に関する対策の促進

子ども自身が発達段階に応じて危険予測・回避能力を身につけるために、次のような防犯教育を行う。

- 地域安全マップづくり、「子ども110番の家」ウォークラリー（※15）、「子ども110番の家」への駆け込み訓練等の実践的な防犯教育の実施
- 学年や理解度に応じ、紙芝居、寸劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について、子どもが考えながら参加・体験できる防犯教室の開催
- 保護者が、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子ども110番の家」の所

在地を子どもと確認すること、子どもが把握した不審者情報等を聞き出すことなどの家庭における防犯の取組

(4) 子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保

子どもが利用する事業所等や交通機関の設置・管理者等は、当該事業所等や交通機関を子どもが安心して利用できるよう、必要に応じた取組を行うよう努める。

ア 従業員等に対する安全意識の高揚

従業員等の安全意識の高揚を図るため、次のような取組に努める。

- 朝礼やミーティング等を活用した意識啓発
- 研修の実施
- 緊急事態を想定した防犯訓練の実施
- 防犯マニュアル等の作成

イ 子どもの安全確保に配慮した環境の整備

事業所内等の見通しを確保するなど、子どもの安全確保に配慮した環境を整備するため、必要に応じて、次のような取組に努める。

(ア) 従業員等の巡回と声かけ

駐車場、駐輪場、屋上、トイレ、非常階段等人目に付きにくく、子どもが被害に遭いやすいと考えられる場所を特に注意して巡回するよう努め、必要に応じて声かけを行う。

(イ) 事業所内等の環境の整備・改善

事業所や施設内の整理整頓を心掛けるとともに、ゴミの放置等の小さな乱れを看過することなく速やかに対応するなど、日ごろから犯罪を発生させないための事業所内外等の環境の整備・改善に努める。

(ウ) 防犯設備等の点検整備

- 防犯カメラ等の防犯監視装置
- 監視性の向上を図るための照明設備
- 警報ベル・ブザー等の警報装置
- 緊急時における施設内の通報連絡装置

ウ 保護者、地域住民等との連携

事業所等における子どもの安全が確保されるよう、保護者、地域住民等と連携した取組を行うよう努める。

エ 緊急時における体制の整備

防犯マニュアル等を作成することにより緊急時における従業員等の役割分担を明確にし、子どもの一時的な保護や警察署等関係機関への通報等が、適切に行われる体制を整備するよう努める。

(5) 児童虐待の防止

県民は、児童虐待が子どもに対する最も重大な権利侵害であることを認識し、地域において互いに助け合いながら子どもの健やかな成長を見守るとともに、地域に

おける児童虐待の発見に努め、虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに通告・通報するなど、地域ぐるみで児童虐待を防止するための取組を行うよう努める。

ア 児童虐待の防止に向けた理解の促進

児童虐待には、身体的虐待のほか、性的虐待、ネグレクト（養育の放棄・怠慢）及び心理的虐待があり、しつけとして行われる体罰や子どもの面前で行われるDVも含まれる。

これらの虐待は子どもに対する最も重大な権利侵害であり、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことについて認識を深めるほか、児童虐待の原因の一つである育児への不安感や育児の孤立化を解消するため、地域において互いに助け合うなど、児童虐待の防止に向けて、保護者、地域等県民一人一人が正しい理解に努める。

イ 地域における児童虐待の発見と速やかな通告等

（ア）気運の醸成

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町・児童相談所等への通告義務（※16）が法律に定められていることのほか、通告に当たっては、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（※17）等の相談窓口があることなどについて職域や地域等で周知を図り、地域における児童虐待の発見と速やかな通告に向けた気運を醸成する。

（イ）児童虐待を発見した場合の通告等

児童虐待は、家庭内で行われるため潜在化しやすいという特性を踏まえた上で、「顔や身体に不自然な傷や痣がある。」、「着衣や髪の毛がいつも汚れている。」、「戸外へ放置されている。」など、虐待を受けている児童から発せられるサインを見逃すことなく、こうした虐待を受けていると思われる児童を発見したときは、速やかに市町・児童相談所等に通告する。

また、児童の生命・身体に危害が及びおそれがあるなど緊急の場合は、直ちに警察に通報する。

（ウ）児童虐待を発見しやすい立場にある者の役割

学校・保育所等の教職員をはじめ、児童虐待を発見しやすい立場にある者は、そのことを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

（6）子どもの性犯罪・性暴力被害の防止

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けて社会全体で取り組む必要があるが、特に子どもに対しては、幼児期から子どもの発達段階に応じた教育の充実を図る必要がある。

ア 社会全体における教育・啓発

地域や職域等における防犯教室や、学校での防犯指導等において、性犯罪等の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を幅

広い世代に行うことにより、性犯罪等の根絶に向けた県民一人一人の理解の促進に努める。

イ 成長段階に応じた教育・啓発

(ア) 幼児期や小学校低学年に対する教育・啓発

自分自身を大切にすることや相手を尊重することを基本に、性犯罪等の被害に気づき予防できるよう家庭等において子どもに教える。加えて、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を教える。

また、不審者等についていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。

(イ) 小学校高学年や中学生、高校生に対する教育・啓発

スマートフォン等を利用しSNS（※18）等で知り合った人に会うことや、自撮り画像の送信等による犯罪被害の危険性、被害に遭った場合の対応等について、家庭・学校等において子どもに教える。

また、保護者は、子どもが使用するスマートフォン等にフィルタリング（※19）を設定するなど、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用を適切に管理するよう努める。

【用語解説】

番号	用語	解説
※1	犯罪が起こりやすい場所	犯罪者にとって、接近の妨げとなる仕切り等がなく、犯罪者が怪しまれずに子どもに近づくことができる場所で、死角が多いなど周囲から犯罪行為が見えない場所（例：公園，駐車場等）
※2	対処方法	子どもが学校等で犯罪被害に遭わないために学んでいる「5つの約束」や「いかのおすし」など 【5つの約束】 ① 知らない人にはついていきません。 ② だれかに連れていかれそうになったら「助けて」と大声で助けを呼びます。 ③ 一人では遊びません。 ④ 遊びに行くときは「どこで」「だれと」遊ぶのかを家の人に言って出かけます。 ⑤ 友だちが知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼びます。 【いかのおすし】 「いか」～ 知らない人について「いか」ない 「の」～ 知らない人の車に「の」らない 「お」～ 何かあったら「お」おきな声を出す 「す」～ 何かあったら「す」ぐ逃げる 「し」～ 大人の人に「し」らせる
※3	防犯ブザー	防犯ブザーの性能基準（平成18年11月30日「子ども防犯ブザーに関する検討会議」経済産業省，警察庁，文部科学省等） ○音色 高い周波数と低い周波数を繰り返す変動周期を持つこと

		<p>○音量 85dB以上</p> <p>○連続吹鳴時間 表示音量の90%以上の音量が20分間以上保持</p> <p>○操作性 引き紐あるいは押しボタン等の操作は児童が容易に操作できること</p>
※4	子ども110番の家	子どもが犯罪の被害に遭いそうになったときに駆け込む緊急避難場所（個人・店舗等が登録している。）
※5	情報モラル	情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（プライバシーの保護、著作権の尊重等）
※6	地域安全マップ	犯罪が起こりやすい場所（入りやすくて見えにくい場所）を調査し、その場所を地図上に示したものを。
※7	危機管理マニュアル	学校保健安全法に基づく、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領
※8	囲障	敷地の境界線上に設けられた垣等
※9	スクールガード	子どもの安全を確保するため、学校等の内外において見守り活動等を行うボランティア
※10	地域の連携の場	警察、教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、PTA等が登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う場
※11	防犯CSR活動	事業者等が社会貢献として行う防犯活動 CSR（Corporate Social Responsibility）とは、企業が社会の一員として果たすべき責任を意味しており、環境保全や社会福祉、防災など、様々な分野でCSR活動が展開されている。 その中で、事業者等が行う、犯罪の被害防止など地域の安全に貢献する取組を防犯CSR活動という。
※12	スクールガード・リーダー	各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家で、地域学校安全指導員ともいう。
※13	青色防犯パトロール	青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動をいう。一般の自動車に回転灯を着けることは法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、所定の手続きを経て自動車への青色回転灯の装備が認められる。
※14	防犯メール	各都道府県警察や地方自治体、学校等が、不審者情報や犯罪の発生情報を配信しているメール 例：広島県警察メールマガジン、広島市防災情報メール 等
※15	「子ども110番の家」ウォークラリー	子どもが歩いて地域の「子ども110番の家」等を実際にまわり、その場所や人を知る取組
※16	通告義務	【児童虐待の防止等に関する法律】 第6条…児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
※17	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	虐待かもと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号
※18	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス
※19	フィルタリング	パーソナルコンピュータやスマートフォン等を利用したインターネットの世界で「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイトからの保護等が代表的な例

2 高齢者の安全確保

(1) 安全確保に向けた自主的な取組

県民は、主に高齢者が被害対象となる、特殊詐欺(※1)、悪質商法(※2)等の犯罪被害を未然に防ぎ、被害の拡大を抑えるため、日ごろから最新の犯罪手口の情報等(※3)に触れるなど防犯意識を高めるとともに、防犯に資する知識や技術を習得するように心掛け、日常的に実践するなど、高齢者の安全確保に向けた自主的な取組に努める。

ア 侵入犯罪(※4)及び街頭犯罪(※5)被害の防止方策

(ア) 防犯教室等への積極的な参加

警察や自治体の主催によるものや地域等で開かれる防犯教室等に積極的に参加することにより、居住する地域の犯罪情勢等を把握して、防犯意識を高めるとともに、防犯機器の使用方法など実践的な防犯知識の習得にも努める。

(イ) 自主的な防犯対策の実践例

a 侵入犯罪

(a) 確実な戸締まり

自宅を離れるときは、短時間でも必ず戸締まりをする。
また、在宅時でも玄関や窓に鍵をかける習慣をつける。

(b) 長期不在時の対応

長期に不在にする場合は、郵便物や新聞等の配達を止めておき、不在であることを悟られないようにする。

また、信頼できる隣家等に長期不在する旨を伝え、異常時における警察等への通報を依頼する。

(c) 自宅の鍵の適切な保管

外出時には、必ず自宅の鍵を持ち歩くようにし、郵便受け等屋外には絶対に鍵を置いておかない。

(d) 住宅の安全な環境に向けた対策

住宅など建物の防犯については、「住宅の用に供する建築物に関する防犯指針」を参考にして各種の対策を講じる。

b 街頭犯罪

(a) 乗り物盗(自転車・オートバイ等)被害の防止

乗り物盗の被害を防止するため、短時間でも自転車やオートバイ等から離れる場合は必ず施錠し、併せて防犯性の高い補助錠等(※6)を使用するなど二重ロックを心掛ける。

また、自転車やオートバイの防犯登録(※7)を行う。

(b) 車上ねらい被害の防止

車上ねらいの被害を防止するため、車内に貴重品等を置いたままにしないほか、短時間でも車両から離れる場合は窓を完全に閉め、ドアロックを確実にを行う。

(c) ひったくり被害の防止

ひったくりの被害を防止するため、歩行するときにはバッグ等をたすき掛け又は車道の反対側に持つようにし、また自転車に乗車するときにはカゴにひったくり防止カバー（※8）を装着する。

(d) 器物損壊被害の防止

器物損壊の被害を防止するため、住宅や駐車場に防犯カメラを設置するほか、照明や人の動きを検知して点灯するセンサーライトにより敷地内を明るくしておく。

イ 特殊詐欺被害の防止方策

(ア) 被害防止に向けた関心の保持

特殊詐欺の被害防止に向けて、警察や自治体等により発信される最新の手口や被害状況等の情報について、日ごろから関心を持つように努める。

(イ) 家族や警察等に対する相談

電話で心当たりのない医療費等の還付金手続き等の「お金のはなし」が出たら詐欺を疑い、少しでも不安や不審に感じれば、一人で判断せずに速やかに家族や警察等に相談する。

また、パーソナルコンピュータやスマートフォン等の使用時に突然の金銭の請求や要求がされた場合や、特殊詐欺の手段と思われる郵便物や電子メール等を受けたときも同様に相談する。

(ウ) 家族等とのコミュニケーションの保持

家族で電話の際に本人と認識するための「合い言葉」を決めておくなど、日ごろから遠隔地に住む家族等の間で連絡を取り合い、コミュニケーションを図っておく。

(エ) 固定電話の防犯対策

防犯機能付き電話（※9）の設置や在宅時においても留守番電話機能を活用するなど、犯人からの電話を直接受けないための固定電話の防犯対策を講じておく。

(オ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）を利用する際の留意点

被害者をATMに誘導し、携帯電話による会話を通じて振込の操作をさせる手口（還付金詐欺等）があることから、携帯電話を使用しながらATMの操作を行わないよう留意する。

(カ) ATM利用限度額の低額設定への見直し

ATMを利用した特殊詐欺の被害を防止するため、ATMの利用限度額をより低額に設定するよう見直しする。

ウ 悪質商法被害の防止方策

(ア) 被害防止に向けた関心の保持

悪質商法の被害防止に向けて、警察や消費生活センター等から発信される最新の手口や被害状況、クーリング・オフ制度（※10）の概要や利用方法等の情報について、日ごろから関心を持つように努める。

(イ) 周囲の見守り

消費者トラブルを防ぐため、家族や友人など周囲の人は日ごろから高齢者を見守るよう努める。

(ウ) 明確な意思表示

「必ず儲かる、無料」などのうまい話や誘い文句には乗らないように心掛けておくとともに、自身にとって必要がないと判断すれば、曖昧な返答をすることなく、はっきりと断るなど明確な意思表示を示す。

(エ) 警察や相談機関等に対する速やかな相談

少しでも不安や不審に感じるがあれば、一人で判断せず、速やかに、家族や友人、警察、消費生活センター等の相談機関に相談する。

(オ) 固定電話の防犯対策

特殊詐欺の対策と同様に、直接、相手からの電話に対応しないことが被害防止に有効であることから、防犯機能付き電話の設置や留守番電話機能の活用等、固定電話の対策を講じる。

(2) 安全確保に向けた地域における取組

県民や事業者、各種団体等は、地域における見守り活動や特殊詐欺に対する未然防止等注意喚起のための啓発活動を積極的に推進するなど、地域ぐるみで高齢者の安全を確保するための取組を図るよう努める。

ア 事業者、各種団体による安全確保に向けた取組

事業者や各種団体は、県や市町、警察等が実施する高齢者の安全確保に向けた取組のほか、県民の自主的な防犯活動に協力するよう努めるとともに、高齢者の安全確保に向けた注意喚起のための広報啓発に努める。

イ 地域における安全確保に向けた各種の取組

(ア) 高齢者の安全確保に向けた気運の醸成

各地域においては、警察及び市町等と連携し、町内会・老人クラブ等の集会や高齢者が参加する各種行事等の機会を利用して、犯罪被害の防止に向けた注意喚起を図るなど、地域における高齢者の安全確保に向けた気運の醸成に努める。

(イ) 地域ぐるみによる取組の推進

県民は、防犯ボランティア等が行うパトロールや見守り活動等の各種の防犯活動に積極的に参加するなど、高齢者の安全確保に向けた地域ぐるみの取組の推進に努める。

ウ 特殊詐欺の未然防止活動等

(ア) 未然防止活動への取組

金融機関やコンビニエンスストア、宅配事業者等の被害者に接する機会のある事業者は、顧客を特殊詐欺から守るという意識を組織内で共有し、顧客への声掛けや注意喚起等により、未然防止活動に取り組む。

(イ) 従業員に対する教育・訓練

被害者に接する機会のある事業者は、従業員に対する継続的な教育・訓練を実施し、従業員の防犯意識を高めるとともに、対応要領の習熟に努める。

(ウ) 顧客への積極的な対応

被害者に接する機会のある事業者は、高額の前貯金引出しや多額の電子マネーの購入等、特殊詐欺被害が疑われる顧客に対しては、積極的に声掛けを行って状況を確認するなど、未然防止に向けた対応に努める。

(エ) 被害等を認知した際の警察への通報

被害者に接する機会のある事業者は、被害者や被害が疑われる顧客を認めた場合は、速やかに警察に通報するとともに、警察が到着するまでの間、前貯金の払出しや電子マネーの購入等を中止するよう説得を試みる。

(オ) ATM設置場所の警戒

金融機関やコンビニエンスストア、商業施設等のATMを管理する事業者は、定期的な巡回や防犯カメラの確認等によりATM設置場所の継続的な警戒を行うとともに、携帯電話で通話しながらATMを操作している顧客を認めた場合は、積極的に声掛けを行って被害に遭っていないか確認するよう努める。

(カ) 防犯ボランティア活動における取組の推進

地域の見守り活動に従事する防犯ボランティア等は、防犯アプリ(※11)等で発信される防犯情報に留意するとともに、例えば、特殊詐欺の予兆電話(※12)が発生したときは、当該地域においてATM設置場所付近への警戒に当たるなど、防犯ボランティア活動として行うことが可能な範囲で、特殊詐欺の被害防止に向けた取組に努める。

エ 高齢者虐待の防止に向けた取組

(ア) 高齢者虐待の防止に向けた理解の促進

高齢者虐待には、身体的虐待のほか、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待があり、こうした虐待は高齢者の尊厳を損なう重大な権利侵害であることを認識し、高齢者虐待を防止して高齢者が尊厳を持って暮らしていけるよう、高齢者虐待の防止に向け、県民一人一人が正しい理解に努める。

(イ) 地域における高齢者虐待の発見と速やかな通報等

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、法(※13)に基づき、速やかに市町に対し通報する必要がある。

また、高齢者虐待は、家庭や施設等閉ざされた環境で発生するため表面化しにくく、多くの場合、エスカレートし被害が大きくなる傾向がある。

このため、高齢者虐待を早期に発見するためには、地域における気づきや見守りが重要であることなどについて、職域や地域等で周知を図り、地域における高齢者虐待の発見と速やかな通報に向けた気運を醸成する。

【用語解説】

番号	用語	解説
※1	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称 【具体例】 ○ オレオレ詐欺 親族・警察官等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る手口 ○ 預貯金詐欺 親族・警察官等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要である」などの名目で、キャッシュカード、クレジットカード等をだまし取る手口 ○ 還付金詐欺 税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口
※2	悪質商法	一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいう。 【具体例】 ○ 点検商法 「無料で点検に来た」などと言って来訪し、「工事をしないと危険」などと不安をあおって高額な工事やサービスを契約させる商法 ○ 訪問販売 「布団を見せてほしい」などと言って来訪し、「布団が古く身体によくない」などと不安をあおって高額な布団を強引に契約させる商法
※3	犯罪手口の情報等	広島県警察ホームページで公開し、犯罪の手口や特徴を紹介している「犯罪情報官速報」等の広報資料
※4	侵入犯罪	住宅等の建物に侵入して行われる犯罪で、侵入強盗や侵入窃盗、住居侵入のこと。 侵入窃盗のうち一般住宅をねらう「空き巣（あきす）」・「忍込み（しのびこみ）」・「居空き（いあき）」を住宅対象侵入窃盗という。 「空き巣」…家人等が不在の住宅に侵入し金品を盗むもの 「忍込み」…夜間、家人等が就寝した頃に住宅に侵入し金品を盗むもの 「居空き」…家人等が昼寝や食事中等に住宅に侵入し金品を盗むもの
※5	街頭犯罪	道路、公園、駐車場・駐輪場、駅等の街頭で発生するひったくりや路上強盗、自転車盗・自動車盗等の犯罪
※6	防犯性の高い補助錠等	○ シリンダー式馬蹄錠（主錠） 鍵穴部分がシリンダー式で不正な開錠に対し効果がある。 ○ U字ロック（補助錠） ワイヤー錠に比べ、開錠に時間を要するため盗難防止効果が高い。 ○ ジョイントワイヤー錠（補助錠） ワイヤー＋スチールジョイント＋カバーの3重構造になっているのが一般的で、ジョイントにより太くなるため、破壊されにくい。
※7	防犯登録	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するため、各都道府県公安委員会が指定した団体が自転車の登録等を行う制度。自転車を利用する者は、その利用する自転車について、防犯登録を受けなければならない。（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項）
※8	ひったくり防止カバー	自転車の前かごにかぶせて容易に荷物に触れられないようにすることで、ひったくりを防止するもの

※9	防犯機能付き電話	<p>次のいずれかの機能を有する電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能 ○ 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判断して着信を拒否又はランプ等で警告表示する機能
※10	クーリング・オフ制度	<p>いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを解除できる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問販売，電話勧誘販売，特定継続的役務提供（エステティック，語学教室等），訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて，商品の買い取りを行うもの） → 8日間 ○ 連鎖販売取引（マルチ商法，ネットワークサービス等），業務提供誘引販売取引（内職商法，モニター商法等） → 20日間
※11	防犯アプリ	<p>令和4年2月1日から運用を開始した広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」のこと。</p> <p>主に、防犯マップ機能，ちかん撃退機能，防犯ブザー機能，現在地送信機能があり，防犯情報として犯罪発生情報や不審者情報，交通事故情報や特殊詐欺関連情報を提供している。</p>
※12	予兆電話	<p>特殊詐欺の犯人が，電話の相手方に対して，住所・氏名等の個人情報及び現金の保有状況等を犯行に利用するために探る電話</p>
※13	法	<p>【高齢者虐待の防止，高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律】</p> <p>第7条…養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は，速やかに，これを市町村に通報しなければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか，養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，速やかに，これを市町村に通報するよう努めなければならない。</p> <p>第21条2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は，速やかに，これを市町村に通報しなければならない。</p> <p>3 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，速やかに，これを市町村に通報するよう努めなければならない。</p>

3 女性の安全確保

(1) 安全確保に向けた自主的な取組

県民は、主に女性が被害対象となる性犯罪・性暴力、配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）、ストーカー事案等の犯罪被害を未然に防ぎ、被害の拡大を抑えるため、日ごろから最新の犯罪情報に触れるなど防犯意識を高めるとともに、防犯に資する知識や技術を習得し日常的に実践するなど、女性の安全確保に向けた自主的な取組に努める。

ア 性犯罪・性暴力被害の防止方策

(ア) 性犯罪等に関する情報の把握

警察や自治体等により発信される性犯罪等の犯罪発生情報（※1）のほか、不審者の出没情報（※2）等を活用し、居住先や勤務先等の地域における犯罪情勢について、日ごろから関心を持つように努める。

(イ) 防犯教室や護身術講座等への積極的な参加

警察や自治体、職域等で行われる防犯教室や護身術講座等に積極的に参加して、犯罪被害に遭わないための知識や技術の習得に努める。

(ウ) 具体的な防犯行動の実践

a 生活習慣としての防犯対策の実践例（※3）

(a) 住居における実践例

○ オートロックの設備を有するマンションやアパートであっても、不審者等の侵入を完全に防ぐことは難しいことから、オートロック機能を過信することなく、自室に入るまで周囲に注意を払う。

また、自室に出入りする際も、玄関ドアを開閉する隙を狙って押し入れられるおそれに留意する。

○ 外出時のほか、在宅時でも玄関や窓には鍵をかけ、高層階であっても同様に戸締まりを行う。

○ 入浴時は窓を完全に閉め、鍵をかける。

○ 訪問者があったときは、まずインターホンやドアスコープ等で相手を確認してから対応する。

○ 玄関や窓に補助錠を設置するなど、住宅侵入防止用機器（※4）を活用する。

(b) 屋外等における実践例

○ 夜間の一人歩きの際は、人通りの少ない暗所を避けるほか、後ろを振り返るなど注意を払う。

○ 歩行時にスマートフォン等を注視したり、イヤホンで音楽を聴くなど、周囲に対して注意が散漫となり隙を与えるような行動を避ける。

○ 防犯ブザー等の防犯機器を携行し、いざというときにいつでも使用できるようにしておく。

(エ) 危険が切迫している場合の対応

生命・身体に対する危害が及びおそれがあるなど、危険が切迫しているとき

は周囲に助けを求めたり、店舗等安全な場所へ避難するなど、身を守る行動を取るとともに、直ちに警察に通報する。

イ DVに対する安全確保の方策

(ア) 相談窓口等の把握や早期の相談

緊急時における避難等の支援を受けるため、警察、配偶者暴力相談支援センター（※5）等の相談機関による相談窓口の電話番号等を把握しておく。

また、被害が深刻化する前に、早期に相談機関に相談する。

(イ) 避難や一時保護の検討

身に危険を感じた場合は、配偶者暴力相談支援センター等に相談し、相手が知らない場所等への一時的な避難や婦人相談所による一時保護の利用を検討する。

(ウ) 危険が切迫している場合の警察への通報

身体的暴力を受けるなど、危険が切迫しているときは直ちに警察への通報を行う。

(エ) 法に基づく保護命令制度（※6）の利用を検討

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく保護命令制度の利用を検討する。

ウ ストーカーに対する安全確保の方策

(ア) 警察に対する早期の相談

ストーカー行為（※7）等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）で規定されている以下のような「ストーカー行為」を繰り返し受けるなど、少しでも不安に感じるときは、早期に警察に相談する。

※ ストーカー規制法におけるつきまとい行為等

- つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ、うろつき
- 監視していると伝える行為
- 面会、交際、義務のないことを行うことの要求
- 著しく粗野又は乱暴な言動
- 無言電話、連続した電話・FAX・手紙・メール・SNS（※8）のメッセージ等
- 汚物等の送付
- 名誉を害する事項を伝える行為
- 性的羞恥心を害する事項を伝える行為
- GPS機器（※9）等を用いて位置情報を取得する行為
- GPS機器を取り付ける行為

(イ) 被害の未然防止及び拡大防止に向けた方策

a 被害の未然防止

(a) 意思の明確な表示

嫌なものは嫌とはっきり拒否を示す。

(b) 個人情報の管理

氏名や住居等の個人情報が第三者に明らかとならないよう、個人情報の管理を徹底する。

- スマートフォン等のGPS設定をオフにする。
- SNSやブログ等インターネット上に個人の情報が判明するような書き込みをしない。
- 郵便物を廃棄するときはシュレッダーにかける。

b 被害の拡大防止

(a) 相談窓口等の把握

緊急時における避難等の支援を受けるため、警察、婦人相談所、性被害ワンストップセンター（※10）等の相談機関による相談窓口の電話番号等を把握しておく。

(b) 周囲への相談

相談機関への相談のほか、信頼できる家族や友人、勤務先等に相談する。

(c) 危険が切迫している場合の対応

被害者の生命・身体に対する危害が及びおそれがあるなど、危険が切迫しているときは直ちに警察への通報を行う。

(d) 避難の検討

身に危険を感じた場合は、相手が知らない場所や、一時保護施設等への避難を検討する。

(e) 証拠を残す

証拠となるメールや写真等は、消さずに保存しておく。

相手がした行為（いつ、どこで、何をしたか）を記録する。

(2) 安全確保に向けた地域における取組

各世代における教育・啓発活動等を通じて、性犯罪・性暴力、DV、ストーカー事案等の未然防止・拡大防止について理解を深めるとともに、潜在化しやすいDV等被害者の早期発見、被害者を認知したときの警察等への通報や被害者の保護等、地域ぐるみで女性の安全を確保するための必要な取組を図るよう努める。

ア 性犯罪・性暴力被害の防止

(ア) 性犯罪・性暴力被害の防止に向けた教育・啓発の推進【再掲】

a 社会全体における教育・啓発

地域や職域等における防犯教室や、学校での防犯指導等において、性犯罪等の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を幅広い世代に行うことにより、性犯罪等の根絶に向けた県民一人一人の理解の促進に努める。

b 成長段階に応じた教育・啓発の実施

(a) 幼児期や小学校低学年に対する教育・啓発

自分自身を大切にすることや相手を尊重することを基本に、性犯罪等の被害に気づき予防できるよう家庭等において子どもに教える。加えて、自

分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を教える。

また、不審者等についていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。

(b) 小学校高学年や中学生、高校生に対する教育

スマートフォン等を利用しSNS等で知り合った人に会うことや、自撮り画像の送信等による犯罪被害の危険性、被害に遭った場合の対応等について、家庭等において子どもに教える。

また、保護者は、子どもが使用するスマートフォン等にフィルタリング（※11）を設定するなど、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用を適切に管理するよう努める。

(イ) 事業者、各種団体等による防犯上の取組

a 被害者に対する保護対応及び通報

夜間においても開業しているコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の各事業者は、犯罪の被害等を受けた者が、身を守るために避難してきた場合は、店舗内で保護するとともに、直ちに警察や救急等に通報するよう努める。

b 職域や地域における防犯教室等の開催

従業員や地域住民向けの防犯教室や護身術講習等を警察と連携して開催するなど、犯罪の被害防止に向けた職域や地域における啓発活動を推進する。

c 犯罪被害の防止に向けた協力

事業者や各種団体は、県や市町、警察等が実施する女性の安全確保に向けた取組のほか、県民の自主的な防犯活動に協力するよう努めるとともに、女性の安全確保に向けた注意喚起のための広報啓発に努める。

イ DV被害の防止

(ア) DVの防止に向けた教育・啓発活動の推進

a DVに対する正しい理解の促進

DVには身体に対する暴力だけでなく、精神的、性的及び経済的暴力があるが、こうした暴力は配偶者であるかどうかにかかわらず決して許されるものではないという認識を深めるなど、県民一人一人がDVの加害者、被害者、傍観者にならないための正しい理解に努める。

b 若年層に対する教育・啓発

交際相手からの暴力である、いわゆる「デートDV」（※12）の防止等について正しく理解させるなど、家庭や学校、地域において若年層に対する教育・啓発への取組を推進する。

なお、中学校・高等学校等では、発達段階に応じたDV予防教育を推進する。

(イ) 地域におけるDV被害の早期発見

a DV被害を発見した場合の通報

DVは外部から発見することが困難な家庭内で行われるほか、加害者からの報復や家庭の事情等から支援をを求めることをためらい、被害が潜在化しやすい特性がある。

県民は、このようなDVの特性を理解するよう努めるとともに、地域においてDVを受けている者を発見した場合は、DV防止法（※13）に基づき、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努める。

b 家庭に接する機会のある関係者の対応

地域において家庭に接する機会のある関係者は、DV被害者が早期に相談機関に繋がり適切な支援を受けられるよう、家庭への訪問等の際に、DV被害の兆候に気付き、相談を促すなど、声掛け等に努める。

ウ ストーカー被害の防止

(ア) ストーカー被害の防止に向けた教育・啓発の推進

a あらゆる機会を活用した啓発活動の推進

地域や職域等における防犯教室のほか、学校での防犯指導等を活用し、幅広い世代に対する教育や啓発を通じて、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に向けた県民一人一人の理解の促進に努める。

b 若年層に対する教育

ストーカー事案の被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、良好な人間関係の育み方や対応方法が身に付くよう、学校や家庭においては、若年層を対象とする予防教育の充実を図る。

(イ) 被害者情報の保護

a 被害者情報の保護の重要性

ストーカー事案の被害者の安全を確保するためには、被害者の避難等に関する情報が加害者に伝わらないようにすることが重要であることから、被害者情報の保護の重要性について理解を深めるよう努める。

b 被害者の職場や学校等における配慮

被害者が通う職場等及び被害者の子どもが通う学校等の関係者は、被害者の居所や連絡先等が加害者に知られることがないように十分に留意する。

【用語解説】

番号	用語	解説
※1	性犯罪等の犯罪発生情報	広島県警察ホームページで公表している性犯罪・声かけ事案等の発生情報
※2	不審者の出没情報	広島県警察ホームページや広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」で公表している不審者の出没情報
※3	防犯対策の実践例	女性の防犯対策等を示した防犯リーフレット「犯罪から身を守る女性の知恵」等の活用
※4	住宅侵入防止用機器	扉については補助錠やガードプレート等 窓については防犯ガラス（中間膜をはさんだ合わせガラス）や防犯フィルム、窓サッシ用補助錠等

※5	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、 ○ 相談や相談機関の紹介 ○ カウンセリング ○ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ○ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ○ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ○ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助 を行う機関
※6	保護命令制度	配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令 命令には (1) 被害者への接近禁止命令 (2) 被害者への電話等禁止命令 (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令 (4) 被害者の親族等への接近禁止命令 (5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令 の5つの種類がある。
※7	ストーカー行為	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手等に対して、「つきまとい」等の行為を反復して行うこと。
※8	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス
※9	GPS機器	GPS衛星からの信号を受信し位置情報を算出し、その取得した情報を通信網を介して離れた場所にいる人へ発信する機器
※10	性被害ワンストップセンター	性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後から総合的な支援（医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することなどを目的として県が運営する相談窓口
※11	フィルタリング	パーソナルコンピュータやスマートフォン等を利用したインターネットの世界で「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイトからの保護等が代表的な例
※12	デートDV	交際相手からの暴力被害。殴る・蹴るなど身体に対する暴力だけではなく、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動も含まれる。
※13	DV防止法	【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】 第6条…配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

4 その他の特に防犯上の配慮を要する者（要配慮者）の安全確保

（1）障害者の安全確保に向けた取組

障害者は、自分から被害を訴えることができなかつたり、被害に遭っていることに気づきにくいことがあることから、地域の支援者や関係事業者は、犯罪の被害が疑われる場合は速やかに警察や消費生活センター等へ相談・通報するとともに、見守りのネットワークを構築するなど地域ぐるみで障害者の安全確保に努める。

（2）外国人の安全確保に向けた取組

県民や事業者等は、外国人が言語や生活習慣の相違等から地域住民とのコミュニケーションが希薄になりやすく、地域の安全に関する情報を入手し難い環境にあることなどについて理解を深めるとともに、地域や職域等における地域活動や防犯講話を通じた啓発活動等の取組を図り、外国人の安全確保に努める。

（3）その他の要配慮者に対する安全確保に向けた取組

子ども、高齢者、女性及び障害者等の要配慮者のほか、犯罪情勢により安全確保の必要が生じた要配慮者については、自らが犯罪の被害に遭わないための自主的な取組に加え、多様な主体が連携した地域ぐるみによる取組を図り、要配慮者に対する安全確保に努める。

インターネットの安全利用に関する防犯指針

第1 総 則

1 目的・基本的な考え方

(1) 目的

この指針は、条例第17条(※1)の規定に基づき、県民、事業者及び団体等における防犯上の指針を示すことにより、インターネットを利用する犯罪による被害を防止し、インターネットの安全な利用を図ることを目的とする。

(2) 基本的な考え方

インターネットを利用する犯罪による被害を防止し、インターネットの安全な利用を図るため、県民、事業者及び団体等それぞれが、こうした犯罪被害に遭わないための自主的及び社会的な取組を実施する。

加えて、インターネットを安全に利用するためのルールの理解促進を図るための取組をそれぞれ行うものとする。

2 インターネット犯罪事例

本指針で定める「インターネットを利用する犯罪」とは、

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反
- パーソナルコンピュータ・電磁的記録(※2)対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する罪(※3)
- ネットワーク利用犯罪
- その他インターネットに起因する各種犯罪

等をいう。

第2 具体的な方策

1 インターネットの利用に係る犯罪被害を防止するための基本的な対策

インターネットやパーソナルコンピュータ等を安全に使い続けるため、情報が外部に漏れたり、コンピュータウイルス（※4）に感染してデータが壊されたりしないよう、パーソナルコンピュータ等へのコンピュータウイルス対策ソフトの導入、推測されにくいパスワードの設定等、以下の様な情報セキュリティ対策の確実な実施に努める。

○ OS（※5）やソフトウェア（※6）の更新（アップデート）

OSや各種ソフトウェアの更新（アップデート）を行わなかった場合、脆弱性等が生じ、サイバー攻撃（※7）等の被害を受ける要因となるため、製造元から提供される修正プログラム（※8）等を定期的に確認して、最新の状態を維持しておく。

○ コンピュータウイルス対策ソフトの導入

コンピュータウイルス等を検知して侵入を防ぐなどの機能を有するコンピュータウイルス対策ソフトを導入するとともに、定期的に更新（アップデート）して、最新の状態を維持しておく。

○ パスワードの適切な設定や管理

インターネット上の様々なサービス等を利用する場合に設定するパスワードについては、推測が困難な英数字や記号を合わせたものにするるとともに、同一のパスワードを使い回さないようにするなど、適切な管理に努める。

○ 無線LANの安全な利用

自宅、事業所等に設置するアクセスポイント（※9）は適切な暗号化設定、管理パスワード設定をするとともに、公衆無線LANサービス（※10）利用時は、不審なアクセスポイントは利用しない。

○ 定期的なバックアップ（※11）

コンピュータウイルスに感染すると、パーソナルコンピュータ等に保存したデータが削除されたり、閲覧できなくなる可能性があることから、こうしたコンピュータウイルスの感染に備え、定期的にデータのバックアップを行っておく。

特に、事業者等を標的とするサイバー攻撃であるランサムウェア（※12）については、データのバックアップが重要であることから、バックアップのうち1つはクラウドサービス（※13）等からアクセスできない場所に保管するなど、複数の方法によるバックアップを行う。加えて、重要なデータに対する定期的なバックアップの設定を確認する。

○ 添付ファイルやURL（※14）を確認

電子メールを介してコンピュータウイルス等に感染させ、個人情報などを盗むなどの手口は巧妙化していることから、受信した電子メールに身に覚えがないなど不審に感じる場合は、安易に開封しないようにするとともに、メールに添付されたファイルやURLをクリックしないようにする。

○ 正規のソフトウェアやサービスの利用

虚偽のサイト等からコンピュータウイルス等が仕込まれたソフトウェアをダウンロードさせる手口があることから、ソフトウェアをダウンロードする際には、製造元企業の公式サイト等、信頼できるサイトであることを確認した上で利用する。

2 インターネットを安全に利用するためのルール等の理解促進と自主的な取組の推進

(1) インターネットの特徴や安全に利用するためのルールの理解促進

ア インターネットの特徴の理解

(ア) インターネットの特徴

インターネットには、以下のような特徴があることを踏まえ、適切な利用に努める。

- 世界中の情報を閲覧できる
- 24時間365日いつでも利用ができる
- 匿名で利用ができる
- 一度公開されると完全に削除することができない（デジタルタトゥー）

(イ) 匿名性の濫用に対する注意喚起

一定の匿名性があることに乗じて、インターネット上で誹謗中傷や個人情報の暴露等の行為が行われることがあるが、所定の手続きをとることで、インターネット上においても発信者の調査・特定は可能であり、責任が追及されることを認識する。

イ インターネットを安全に利用するためのルールの理解

インターネットを安全に利用するために必要なルールについて、国や自治体・各種団体等のホームページや研修会等の様々な媒体を通じて幅広く収集するなどして理解に努め、インターネットリテラシー（※15）の醸成を図る。

(2) 県民における取組方策

ア 子どもがインターネットを安全に利用するための対策の実施

スマートフォン等の普及に伴い、ネットいじめやプライバシー侵害等インターネット上のトラブルに関する相談は増加傾向にあることから、インターネット上のトラブルから子どもを守るため、家庭において、被害防止に向けた取組を実施する。

(ア) 家庭内におけるルール作り

家族で相談し、「いつまで」「どれくらい」など子どもにわかりやすいルール作りに努めるとともに、性犯罪等の犯罪に巻き込まれる可能性について理解させる。

(イ) 年代に応じたフィルタリング（※16）の確実な実施

保護者は、子どものインターネットの利用状況を適切に把握するとともに、年代に応じた有害サイトへのアクセスを制限することができるフィルタリング機能等を利用し、インターネット上のトラブルに巻き込まれるリスクを軽減さ

せるよう努める。

イ 適切なSNS（※17）等の利用

多くの人利用するSNS等について、利用者が犯罪被害を受けたり、他人の権利を侵害することのないよう、利用する際の注意点を理解する。

（ア）個人情報等の拡散や漏えいに注意

SNSを利用する際には、友人間のコミュニケーションを目的としたものでも、書き込んだ情報が思わぬ形で拡散する危険性があることから、プライバシー情報の書き込みに注意する。

また、スマートフォン等で撮影した画像には位置情報が記録されている場合があるほか、画像に写り込む背景等から撮影場所が特定されたり、画像に写る指紋等の生体情報が盗み取られるおそれがあるなど、意図せず個人情報が流出する危険性についても十分注意する。

（イ）結果的に加害者になってしまう可能性の認識

SNSでの発信の際には、本来秘密にすべき事項を含んでいないか確認するとともに、他者による特定の者に対する誹謗・中傷に同調すること（例えば「リツイート（※18）」や「いいね（※19）」をすること。）は、その攻撃に加担することになること等に注意する。

（ウ）著作物の取扱い

写真、イラスト、音楽等の著作物について、権利者の許諾を得ないで複製や改変することは著作権侵害にあたることに留意する。

ウ 自治体、各種団体が実施するインターネットリテラシー教室等への積極的参加

自治体や各種団体が実施するインターネットリテラシーに関する教室等に積極的に参加し、インターネットの危険から身を守るために必要な情報や、その他インターネットを利用する犯罪に関する最新の情報を入手するよう努める。

エ 犯罪等の被害を受けたときなどの警察に対する通報・相談

インターネットを利用する犯罪等の被害を受けたときや、犯行の予告や自殺等の生命・身体に危害が及ぶものなど、緊急性のある事件を発見したときは速やかに警察に通報・相談する。

また、インターネット上において違法・有害情報等が発見したときは、警察や関係団体（※20）に通報するよう努める。

（3）事業者における取組方策

ア 情報セキュリティ対策の必要性

情報システムやインターネットは、事業者の運営に欠かせないものである一方、以下で示すような情報セキュリティ上のリスクは、事業者の規模に関わらず、事業者自身に大きな被害や影響をもたらすだけでなく、取引先や顧客等の関係者にも波及するおそれがあることから、情報セキュリティ対策の必要性についての認識を持つ。

【情報セキュリティ上のリスクの例】

○ 個人情報や機密情報の漏えい

コンピュータウイルスの感染や社員による不正な情報の持ち出し、記録媒体の紛失等により個人情報や機密情報が漏えいし、事業者の競争力や信頼を大きく損なうおそれがある。

○ システムの停止

コンピュータウイルスの感染等により、社内の基幹システムが停止した場合、業務自体が停止するおそれがある。

イ 情報セキュリティポリシーの策定・実践

事業者は、情報セキュリティの脅威から、機密情報や顧客情報等の情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーの策定に努める。

(ア) 情報セキュリティポリシーとは

企業や組織において実施する情報セキュリティ対策や行動指針のこと。

【内容】策定の目的、担当組織（責任者・担当者）、情報資産の範囲・役割、対策基準と具体的な実施内容、監査等

(イ) 策定・実践に当たっての留意事項

a 事業者の持つ情報や組織の規模等を踏まえた策定

情報セキュリティ対策は画一的なものではなく、業務形態、保有する情報資産等を踏まえた上で、その内容に見合った情報セキュリティポリシーの策定に努める。

b 全ての社員・職員による適切な情報セキュリティ意識の保持

情報セキュリティ対策は、担当者だけではなく、代表者や幹部を始め、情報資産を共有する全ての社員・職員が適切な情報セキュリティ意識を持つことが重要であるとの認識を持ち、情報セキュリティポリシーの整備に努める。
また、運用に当たっては、定期的に評価・見直しを実施する。

(ウ) 策定の効果

情報セキュリティポリシーを策定することにより、情報資産を守るだけでなく、社員や職員の情報セキュリティに対する意識の向上等にもつながることが期待される。

ウ 情報セキュリティ教育

全社員・職員に対して情報セキュリティに関する教育を行い、情報セキュリティポリシーに沿った行動が実行されるよう意識の向上を促すよう努める。

また、教育を行うに当たっては次の点に留意して実施する。

○ 最新の情報セキュリティ関連の情報を提供するため、定期的に実施する。

○ 専門用語や難しい言葉は、できる限りわかりやすい表現に努める。

エ セキュリティインシデント（※21）やサイバー攻撃の被害を受けたときの警察への通報・相談

警察に通報・相談する目的は、被害を受けた事業者に対し対策に必要な情報の提供や助言を行うほか、県民や他の事業者に対し注意喚起を速やかに図ることで、

更なる被害の拡大を防止することにあることから、セキュリティインシデントやサイバー攻撃に係る被害を認知したときは、速やかな通報・相談に努める。

「県警サイバー110番」(電話番号082-212-3110)

※メールで相談される場合は次のURLを参照

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police3/cyber110-jyoho-soudan.html>

- 通報内容(例)
- ・ 認知した日時
 - ・ 発生場所
 - ・ 不審メール等の内容
 - ・ コンピュータウイルス対策ソフトの検知状況

3 インターネットを安全に利用するための社会的な取組の推進

(1) 知見の共有

インターネットの利用に係る犯罪被害の防止に資する有用な情報を有する事業者、団体等は、県民や事業者自らが主体的に防犯行動を実践できるよう、それぞれが有する情報を積極的に発信し、幅広い共有に努める。

(2) 被害を防止するための社会的な取組

ア 防犯教室・セミナー等の開催・支援

情報通信技術や情報セキュリティ等、インターネットを利用する犯罪の被害防止についての知見を有する事業者及び団体等は、県民や事業者等向けのインターネットに関する防犯教室やセミナー等を開催するほか、職域や地域等で行われる防犯教室等に対して必要な支援を行うよう努める。

イ 広報啓発の推進

事業者や団体等は、ホームページ及びSNSでの発信のほか、啓発リーフレット等の作成・配布、啓発ポスターの掲示等により、インターネットを利用する犯罪の被害防止に向けた注意喚起のための広報啓発に努める。

ウ サイバー防犯ボランティア(※22)等による活動の推進

「サイバー防犯ボランティア」をはじめ、インターネットを利用する犯罪の被害を防止するための活動に従事している個人等は、学校における教育活動のほか、規範意識を向上させるための啓発活動、インターネット環境の浄化活動等に積極的に関わるなど、各種活動の活性化を図り、社会におけるインターネットの防犯に向けた気運の醸成に努める。

【用語解説】

番号	用語	解説
※1	条例第17条	【「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例】 第17条…県は、インターネットを安全に利用するための防犯上の指針を定めるものとする。
※2	電磁的記録	【刑法第7条の2】 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ

		<p>って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (例) パーソナルコンピュータ・システムにより作成されたテキスト、データ、画像等</p>
※3	不正指令電磁的記録に関する罪	<p>いわゆるコンピュータウイルスの作成、供用等に関する罪 【刑法第168条の2】 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録</p> <p>2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。</p>
※4	コンピュータウイルス	<p>電子メールやホームページの閲覧等によってパーソナルコンピュータに侵入する特殊なプログラム。危険度が高いものの中にはファイルを消去したり、パーソナルコンピュータが起動できないようにするものなどがある。</p>
※5	OS	<p>パーソナルコンピュータやスマートフォンを動かすための基本的な機能を提供するシステム全般のことで、Operating System（オペレーティング・システム）の略 代表的なOSには Windows, Mac OS 等がある。</p>
※6	ソフトウェア	<p>ソフトウェアには、オペレーティング・システム（OS）と呼ばれるパーソナルコンピュータを動かす基本的なソフトウェアやホームページを閲覧する際に使う Web ブラウザ等利用目的に合わせた様々なものがある。 ハードウェア（パーソナルコンピュータ本体等）の対義語</p>
※7	サイバー攻撃	<p>不正プログラムを添付した電子メールを送信し、これを受信したパーソナルコンピュータを不正プログラムに感染させることによって、被害者の知らぬ間に機密情報を外部に送信させ、情報の窃取を図る標的型メール攻撃が代表的</p>
※8	修正プログラム	<p>OS（基本ソフト）や Web ブラウザ等のソフトウェアでは情報セキュリティ上の問題点（弱点）が発見されることがあり、この問題を解決するためにソフトウェアメーカー等から提供されるプログラム</p>
※9	アクセスポイント	<p>ノートパソコンやスマートフォン等の無線 LAN 接続機能を備えた端末を、相互に接続したり、有線 LAN 等他のネットワークに接続するための機器。悪意のあるアクセスポイントを利用すると、通信内容を見られたり、ID・パスワードを盗まれるなどの被害に遭う危険性がある。</p>
※10	公衆無線 LAN サービス	<p>顧客や来訪者に対するサービス・利便性の向上を目的として、施設等が提供する不特定多数の人がインターネットへ接続することができる Wi-Fi サービス</p>
※11	バックアップ	<p>データを磁気テープ等の別の記憶媒体に保存して、大事なデータの複製を作っておくこと。バックアップを取っておくことで、データが壊れてしまったときに、バックアップ時の状態に復元することができる。</p>
※12	ランサムウェア	<p>主に企業・団体等を標的とした、感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価として金銭を要求する不正プログラム</p>
※13	クラウドサービス	<p>従来は利用者が手元のパーソナルコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。</p>

		(例) 自宅のパーソナルコンピュータ上で作成したデータをクラウドサービス事業者のサーバに保存し、外出先でスマートフォンにダウンロードするなど
※14	URL	ホームページのコンテンツがある場所の情報 (例: https://www.pref.hiroshima.lg.jp)
※15	インターネットリテラシー	インターネットの特徴や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力
※16	フィルタリング	パーソナルコンピュータやスマートフォン等を利用したインターネットの世界で「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイトからの保護等が代表的な例
※17	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス
※18	リツイート	SNSのTwitterで使われる機能の1つで、主に他人の投稿を他の利用者に共有させる目的で利用される。
※19	いいね	SNS等で使われる機能の1つで、コメント等に対して好意や支持等の意思を示す目的で利用される。
※20	関係団体	違法・有害情報相談センター (総務省委託事業) インターネットホットラインセンター (IHC) (警察庁委託事業)
※21	セキュリティインシデント	不正なアクセスやコンピュータウイルスの感染、内部からの情報漏洩等、重大な結果に繋がりにかねない情報セキュリティに関する事件・事故
※22	サイバー防犯ボランティア	インターネット利用者の規範意識の向上やインターネット環境の浄化を図るために委嘱されるボランティア。インターネットに関して豊富な知識を有する県民が委嘱され、被害防止のための教育活動等に当たっている。

道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針

第1 総則

1 目的

この指針は、条例第19条(※1)の規定に基づき、「道路、公園、駐車場及び駐輪場」(以下「道路、公園等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯指針を定め、これを踏まえた施設等を普及することにより、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることを目的とする。

2 基本的な考え方

道路、公園等で発生する犯罪を防止するため、周辺地域の状況、時間帯による状況の変化等に応じて次の3点の基本原則から防犯性の向上のあり方を検討し、企画・計画・設計を行うものとする。

(1) 監視性の確保(周囲からの見通しを確保する)

- 周囲からの見通しが確保されることによって、犯罪企図者(※2)が近づきにくい環境が確保できる。
- 公共空間で不特定多数が利用する道路、公園等は、特に犯罪企図者が犯行を断念する環境づくりが必要である。

(2) 領域性の強化(周辺居住者の帰属意識(※3)の向上、コミュニティ形成の促進を図る)

- 周辺居住者の帰属意識が高まり、地域のコミュニティが盛んとなり、地域清掃活動等が活発に行われることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保できる。

(3) 接近の制御(犯罪企図者の接近を妨げる)

- フェンス、柵等を設置することなどにより、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることができ、犯行の機会を奪うことができる。

3 指針の対象

この指針は、県民の日常生活の場として利用される

- 道路
- 公園
- 駐車場・駐輪場

を対象とする。

第2 具体的な方策

1 道路

道路において発生する強盗、ひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者、又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

- 道路の構造、幅員、周囲の状況等を勘案し、必要に応じて、歩道と車道を分離（※4）する。

(2) 見通しの確保

- 工作物等（※5）を設置しようとする場合には、工作物等が道路の見通しを妨げないように設置する。なお、住宅、学校等の囲障については、ブロック塀はできる限り避け、柵等の見通しのよいものとする。
- 道路又は道路周辺における植栽等の管理者等は、下枝等が道路の見通しを妨げないようにせん定等を行う。

(3) 照度の確保

- 照明設備の設置者等は、夜間又は地下道等（※6）において、人の行動を確認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度（※7）を確保する。
- 照明設備の設置者等は、周囲の状況を勘案し、適切な位置に照明設備を設置するなどして、均等な明るさを確保する。
また、照明が汚損したりすることなどにより必要な照度を維持できなくなるおそれがあるため、適時点検する。

(4) 地下道等における非常ベル（※8）、防犯カメラ等防犯設備の設置

- 地下道等出入口が限られている場所にあっては、非常ベル、防犯カメラ等防犯設備を設置する。
- 防犯設備については、定期的に保守点検（防犯カメラのアングルの調整、レンズの清掃、防犯ビデオ等の設定時刻の調整、記録媒体の交換等を含む。）を行う。

2 公園

公園内において発生するいたずらを目的とした子どもへの声かけ事案等（※9）を防止するためには、犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 見通しの確保

- 植栽する場合には、必要以上の樹木を植えない、適切に配置する、下枝のせん定を行うなどにより、周囲の道路、住居等からの見通しを妨げないように配置す

る。

- 公園の設置者等は、遊戯施設や便所等の公園施設等を適切に配置するなどにより、周囲の道路、住居等からの見通しを確保する。

(2) 公園周辺における避難場所・通報場所の確保

- 公園周辺には、「子ども110番の家(※10)」の設置を促進するなど、非常時の避難場所・通報場所を確保する。

(3) 公園内における非常ベルの設置

- 公園内で非常事態が発生した場合に備え、非常ベル等の通報手段を確保する。

(4) 照度の確保

- 夜間において人の行動を確認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度を確保する。

また、照明が汚損したりすることなどにより必要な照度を維持できなくなるおそれがあるため、適時点検する。

(5) 公衆便所における非常ベルの設置及び照度の確保

- 建物及び入口付近においては、周囲からの見通しを確保する。
- 個室内で異常事態が発生した場合に備え、非常ベル等を設置する。
- 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度(※11)を確保する。

3 駐車場・駐輪場

駐車場等において発生する自動車や自転車の盗難、車内にある金品の盗難、死角を利用したわいせつ事案等の犯罪を防止するためには、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) フェンス、柵等による外部との区分

- 駐車場等の外周をフェンス、柵等で囲み、外部と区分する。

(2) 見通しの確保

- フェンス、柵等の設置に当たっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲からの見通しを確保する。
- 見通しが悪く、死角になる箇所においては、防犯カメラやミラー等を設置するなど、場内の見通しを確保する。

(3) 照度の確保

- 夜間において人の行動を確認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度(※

12) を確保する。

また、照明が汚損したりすることなどにより必要な照度を維持できなくなるおそれがあるため、適時点検する。

(4) チェーン用バーラック(※13)、サイクルラック(※14)等の設置

- チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置し、自転車又はオートバイ等とチェーン錠等で結束できるよう盗難防止措置を講じる。
- 駐輪場の設置者等は、利用者に対して、チェーン用バーラック、サイクルラック等の利用方法について周知する。

(5) 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・防犯体制の整備

- 駐車場等の規模に応じて、管理人を常駐、巡回させ、又は管理者が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置し、場内の状況を把握する。
- 駐車場等の規模に応じて、出入口には自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置するなどして、車両の出入り状況を把握する。

【用語解説】

番号	用語	解説
※1	条例第19条	【「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例】 第19条…県は、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、防犯上の指針を定めるものとする。
※2	犯罪企図者	犯罪を行おうとする者
※3	帰属意識	住民がその地域を「我々のまち」として、愛着をもって大切にしていこうとする意識をいう。
※4	歩道と車道を分離	車道と歩道を分離するものとして、ガードレール、歩道柵、植栽、縁石等がある。安全な交通の確保の観点から、道路の歩道と車道を分離することは、交通安全に加えて防犯上にも大いに有効である。
※5	工作物等	「工作物等」としては、道路上の柵、並木、街灯、道路標識、看板等がある。また、道路上へ不法に看板を設置する行為、違法に車両を駐車する行為等は、道路の見通しを妨げる行為である。
※6	地下道等	地下道のほかガード下等の人車が通行する道路
※7	必要な照度	「人の行動を確認できる」ためには、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度）が概ね3ルクス以上必要である。
※8	非常ベル	犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンをおすことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯するなどの機能を有する装置
※9	子どもへの声かけ事案等	中学生以下の男女を対象とした、「声かけ」や「つきまとい」、「写真撮影」等の行為
※10	子ども110番の家	子どもが犯罪の被害に遭いそうになったときに駆け込む緊急避難場所（個人・店舗等が登録している。）
※11	人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度	「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、だれであるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度が概ね50ルクス以上必要である。（公衆便所）
※12	駐車場・駐輪場における必要な照度	※7と同じ 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車の用に供する部分の面積が

		500 平方メートル以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して ○ 自動車の車路の路面 10ルクス以上 ○ 自動車の駐車の用に供する部分の床面 2ルクス以上 と規定している。
※13	チェーン用バーラック	駐輪場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。
※14	サイクルラック	チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

住宅の用に供する建築物に関する防犯指針

第1 総則

1 目的

この指針は、条例第23条（※1）の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅の企画・計画・設計を行う際、参考となる具体的な手法等を防犯指針として示し、防犯性の高い良質な住宅の普及を図ることにより犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることを目的とする。

2 基本的な考え方

住宅への侵入及びその敷地内で発生する犯罪を防止するとともに、避難計画等との関係に配慮し、住宅周辺地域の状況、居住者の帰属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、次の4点の基本原則から防犯性の向上のあり方を検討し、企画・計画・設計を行うものとする。

（1）監視性の確保（周囲からの見通しを確保する）

- 道路等周囲から住宅敷地内が見通せることによって、犯罪企図者（※2）が住宅へ侵入しようとした際に、「周囲の者から見られているかもしれない」と心理的要因が働き、犯行を断念させることができる。
- 不審者が住宅敷地内へ侵入しようとし、又は、侵入した場合には、敷地内の異変等に気付いた周囲の者が警察へ通報するなど、被害の未然防止を図ることができる。

（2）領域性の強化（居住者の帰属意識（※3）の向上、コミュニティ形成の促進を図る）

- 居住者の帰属意識が高まることにより、犯罪企図者を寄せ付けない、犯罪の起こりにくい領域を確保できる。
- 各住戸間の交流が図られ、相互の情報交換が活発に行われることで、不審者を発見しやすく、犯罪企図者が近寄りにくい環境をつくることができる。

（3）接近の制御（犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる）

- 塀や門扉等を設置することにより、犯罪企図者に対して物理的・心理的に犯行を断念させることができ、犯行の機会を奪うことができる。

（4）被害対象の強化・被害の回避（部材、設備等を破壊されにくいものとする）

- 犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓や扉であれば、犯行を断念させ、被害を回避することができる。

3 指針の対象

この指針は、新築・既存を問わず、以下の住宅形態全てを対象とする。

○ 共同住宅

2戸以上の住宅が連続して一棟をなし、壁又は床を共有し、各住戸が階段、廊下等を共有するものをいう。

○ 一戸建て住宅

一つの建物が構造的に独立し、生活に必要な設備を備えている住宅をいう。

なお、2戸以上の住宅が連続して一棟をなし、壁を共有するが、各住戸が階段、廊下等を共用しない「長屋住宅」の指針については、共有部分は「共同住宅」、非共有部分は「共通項目」によるものとする。

第2 具体的な方策

1 共通項目（共同住宅・一戸建て住宅）

（1）敷地内の配置及び動線

ア 住戸等の配置

敷地内の住戸等配置計画に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、以下の基本原則を踏まえて、防犯性の向上方策について検討する。

（ア）監視性の確保

プライバシーの保護に配慮しつつ、できるだけ周囲からの見通しが確保できるようにする。

（イ）領域性の強化

境界を明確にし、居住関係者が否か明確に判断できるようにする。

（ウ）接近の制御

塀や門扉等を設置することにより、犯罪企図者に対し、物理的・心理的に侵入しにくいものとする。

（エ）被害対象の強化と被害の回避

扉、窓、錠、ガラス等は、破壊等が行われにくい構造等とする。

イ 動線（※4）（人が移動する線）

敷地内の動線計画に当たっては、上記の4原則を踏まえたうえで、敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し、又は発見しやすくするよう、住棟、囲障（※5）等の計画に配慮する。

ウ 駐車・駐輪場等

（ア）配置

- 場内での犯罪の発生を防止し、犯罪企図者が身を隠す場所にならないように、道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 屋根を架ける場合には、上方への足場とならない構造・形態・位置とする。
- 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車・駐輪場の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。
- 見通しが悪く死角になる箇所においては、ミラーを設置するなど場内の見通しを確保する。
- 共同住宅では管理人・管理者等が場内の状況を把握できるように、防犯カメラ等を設置することが望ましい。

（イ）照明設備

- 場内は、極端な明暗や死角が生じないように配慮しつつ、人の行動を確認できる（※6）ように照明設備を設置する。
- 場内での死角を作らないように照明設備を設置する。
- 人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

（ウ）門扉・シャッターの設置

敷地内への侵入を制限するため、オートバリカー（※7）等施錠可能な門扉・シャッターを設置することが望ましい。

（エ）庭，敷地内の空地

- 道路等周囲及び住戸の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 植栽する場合は，適切な配置や下枝のせん定等を行い，周囲の道路等からの見通しを阻害しないように配置する。

（2）住戸部分

ア 玄関

（ア）扉の材質・構造

- 住戸の玄関扉等は，防犯建物部品（※8）等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置したものとする。

《やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合》

- 玄関扉（枠を含む。）は，その材質をスチール製等の破壊が困難なものとする。

また，引き戸の場合は，錠の破壊を防止するため，戸の間に隙間が見えない構造とする。

- 扉に明かり取りガラスが設けてある場合は，破壊が困難なガラス（※9）等を使用し，万一破壊された場合においても手を差し込められないように，ガラスの大きさを小さくすることが望ましい。

（イ）錠

- 錠は，破壊及びピッキング（※10）による解錠が困難な構造を有したものとす。
- 主錠のほかに，補助錠を設置することが望ましい。
- 玄関以外の扉の錠は，玄関と比較して防犯性能が劣ることのない錠とする。
- 引き戸の場合は，破壊が困難な引き戸錠（鎌錠）（※11）等とし，ピッキングによる解錠が困難な構造のシリンダーを有したものとす。

（ウ）ドアスコープ（※12），ドアガード（※13）

- 扉を開けずに室内から外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置する。
- 錠の機能を補完するドアガード等を設置する。

（エ）照明設備

- 玄関及び勝手口等の出入口付近の照明設備は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度（※14）とする。
- 夜間における不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子が確認できるように，玄関付近には常時点灯するライト又は人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

イ インターホン

（ア）住戸玄関外側との通話

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するものであること。

(イ) 管理人室との通話

共用住宅で管理人室が置かれている場合には、管理人室との通話機能を、また、オートロックシステム(※15)が導入されている場合には、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有し、通話者及び共用玄関の外側の状況の撮影・録画機能を有するものであることが望ましい。

ウ 窓

(ア) 地面、共用廊下に面する窓

○ 共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは防犯建物部品等のサッシ及びガラス(防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。)、面格子その他の建具、又は補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講じる。

○ 破壊が困難なガラスを使用することが望ましい。

(イ) バルコニー等に面する窓

○ バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置する。

○ やむを得ず防犯建物部品等の設置ができない場合は、サッシへの鍵付きクレセント、補助錠の設置等住戸内への侵入防止に有効な措置を講じる。

エ バルコニー

(ア) 配置

住戸のバルコニーは、縦樋、駐車・駐輪場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置する。

また、縦樋等がバルコニーに近接する場合には、手すりを高くするなど、バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じる。

(イ) 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、犯罪企図者が身を隠さないように、周囲の道路、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された配置又は格子様の手すり等見通しのよい形態・構造とすることが望ましい。

(3) その他

ア 囲障

○ 敷地境界線を強化し、外部と敷地内を明確にするため、原則として垣等を敷地境界線に沿って連続して設置することが望ましい。

○ 囲障等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

イ 配管等

建物の外壁を這う配管、縦樋等は、上階へ侵入する足がかりとならないように、

管を囲うなどの措置を講じる。

2 共同住宅（共用部分）

（1）共用出入口

ア 集合玄関の配置・構造

- 集合玄関は、道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 道路等周囲からの見通しが確保できない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラやミラー等を設置する。

イ 集合玄関扉

- 集合玄関には、玄関扉を設置することが望ましい。
- 扉を設置する場合には、透明ガラスを使用して、内外を相互に見通せる構造とすることが望ましい。
- 居住者が来訪者と通話し確認の上で解錠するオートロックシステム等を導入し、人の出入りが制限できる構造が望ましい。

ウ その他の共用出入口

- 集合玄関以外の荷物の搬入口・非常口等の共用出入口は、道路等周囲からの見通しが確保された位置に設置する。
- 道路等周囲からの見通しが確保できない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラやミラー等を設置することが望ましい。
また、オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉（※16）を設置する。
- 集合玄関以外の共用出入口扉は、自動施錠機能付き錠（※16）等、外部から容易に侵入できない構造とすることが望ましい。

エ 共用出入口付近の照明設備

- 共用出入口（集合玄関を含む）付近の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別でき、だれであるか明確に分かる程度の照度（※14）とする。
- 夜間における不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子が確認できるように、共用出入口付近には、常時点灯するライト、又は人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

（2）管理人室

ア 配置

管理人室を設置する場合は、共用部分（集合玄関付近、共用メールコーナー、エレベーター昇降口、宅配ボックス）に近接した位置に配置する。

イ 窓

人の出入り確認ができるように、共用部分の内外が見通せる位置・高さに配慮した窓を設置する。

(3) 共用メールコーナー（集合郵便受箱）・宅配ボックス

ア 配置

- 共用メールコーナーや宅配ボックスは、死角になりやすいことから、集合玄関、エレベーター昇降口等から見通せる位置に配置する。
- 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラやミラー等を設置することが望ましい。

イ 照明設備

メールコーナーや宅配ボックスの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別でき、だれであるか明確に分かる程度の照度（※17）とする。

ウ 郵便受箱

- 郵便受箱は、使用者が施錠することが可能なものとする。
- 集合玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（※18）等建物の内部に入らなければ投函物を取り出せない構造が望ましい。

(4) エレベーター昇降口（エレベーターホール）

ア 配置

- 集合玄関にある階のエレベーター昇降口は、集合玄関又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- その他の階にあるエレベーター昇降口は、同階の廊下から見通せる位置に配置する。
- 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラやミラー等を設置する。

イ 照明設備

エレベーター昇降口は、人の顔及び行動が明確に識別でき、だれであるか明確に分かる程度の照度（※19）とする。

(5) エレベーター

ア 扉

かご内の状況を外部から確認できるように、防犯窓付きの扉（※20）を設置することが望ましい。

イ 照明設備

かご内は、人の顔及び行動が明確に識別でき、だれであるか明確に分かる程度の照度（※21）とする。

ウ 防犯カメラ

モニター等により、かご内の状況が把握できるように、防犯カメラを設置する。

エ 外部通報・連絡設備

- 非常時に備えて、子どもでも手の届く位置に2箇所以上押しボタンを設置し、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置を設置する。
- 押しボタンによる警報ブザーは、管理人室又は警備会社等、外部に即時通報

されるものが望ましい。

(6) 共用廊下・共用階段

ア 構造等

- 各住戸のバルコニー等に近接する非常階段等がある場合、容易に非常階段等から当該バルコニー等へ侵入できないように、手すりを高くする、フェンスで囲むなどの構造とする。
- 共用廊下等は、各階の各部位へ犯罪企図者が身を隠せないように、エレベーター昇降口等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とする。
- 外部に面しない共用階段等については、各階において階段室を共用廊下等に常時開放するなど、人の存在が分かるように見通しを確保することが望ましい。
- 外部に面する共用階段等については、住棟外部から見通しが確保された配置又は格子様の手すり等を設置するなど、見通しの良い形態・構造とすることが望ましい。

イ 照明設備

共用廊下等は、人の顔及び行動が識別できる程度の照度（※22）とする。

(7) 屋上

ア 出入口

屋上への出入口には扉を設置し、施錠可能な構造とする。

イ 侵入防止措置

- 屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じる。
- 住棟がひな壇状（※23）で、共用廊下と屋上等が近接し、下階から上階若しくは上階から下階へ移動できる場合は、柵の設置等による侵入防止に有効な措置を講じる。

(8) 敷地内の通路

ア 配置

- 敷地内の通路は、道路等周囲や集合玄関又は住戸の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 敷地内の通路は、人の出入りが分散することのないように、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況、管理体制等を踏まえて、集合玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に人の移動が集中するよう配置することが望ましい。

イ 照明設備

敷地内の通路は、人の行動を確認できるように照明設備を設置する。

(9) 駐車・駐輪場

- 駐輪場においては、自転車又はオートバイ等とチェーン錠等で結束できるよう

- に、チェーン用バーラック（※24）又はサイクルラック（※25）等を設置する。
- 防犯カメラを設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止措置を講じることが望ましい。

（10）児童遊園，広場及び緑地

ア 配置

児童遊園等は，道路等周囲や集合玄関又は住戸の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

イ 照明設備

児童遊園等は，極端な明暗が生じないように配慮しつつ，人の行動が確認できるように照明設備を設置する。

ウ 塀，柵又は垣等

児童遊園等を囲む塀，柵又は垣等の位置，構造，高さ等は，周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

エ 植栽

植栽する場合は，適切な配置や下枝のせん定等を行い，周囲の道路等からの見通しを妨げないように配置する。

（11）その他の施設

ア ゴミ置場

○ ゴミ置場は，道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

また，住棟と別棟とする場合は，住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。

○ ゴミ置場は，周囲からの見通しが確保された格子様の塀，施錠可能な扉等で区画することが望ましい。

○ ゴミ置場は，人の行動が確認できるように照明設備を設置することが望ましい。

イ 集会所等

○ 集会所等の共同施設は，周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

○ 集会所付近は，人の行動が確認できるように照明設備を設置する。

ウ 囲障

○ 囲障の位置，構造，高さ等は，周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

○ 敷地境界線を強化し，外部と敷地内を明確にするため，原則として垣等を敷地境界線に沿って連続して設置することが望ましい。

エ 配管等

建物の外壁を這う配管，縦樋等は，上階へ侵入する足がかりとならないように，管を囲うなどの措置を講じる。

オ 防犯カメラ

周囲からの見通しが確保されていない場所については、防犯カメラを設置する。

(12) 共同住宅を対象とした取組

共同住宅については、施設の構造・設備の改善、防犯設備の整備等については管理者の負担があることから、管理組合等の施設の管理者等の理解を得て、協働して施設内の防犯の向上に取り組むとともに、共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組み（※26）を効果的に活用する。

【用語解説】

番号	用語	解説
※1	条例第23条	【「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例】 第23条…県は、住宅の用途に供する建築物について、防犯上の指針を定めるものとする。
※2	犯罪企図者	犯罪を行おうとする者
※3	帰属意識	住民がその地域を「我々のまち」として、愛着をもって大切にしていこうとする意識
※4	動線	建物内での歩行距離と頻度の相関関係を線で示したものをいい、人の流れが集中するよう、太く短いものが理想である。
※5	困障	敷地の境界線上に設けられた垣等
※6	人の行動を確認できる照度	「人の行動を確認できる」ためには、4メートル先の人の拳動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度が概ね3ルクス以上必要である。
※7	オートバリカー	リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーンが上下に作動し、侵入防止を図る設備
※8	防犯建物部品	「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品
※9	破壊が困難なガラス	ガラス破りに強い「合わせガラス」等をいい、ガラスの種類と防犯性能については、 ○ フロートガラス 一般的なガラスで、破壊行為に対して非常に弱い ○ 網入りガラス 基本的に防火目的であり、破壊行為に対しては、フロートガラスより若干強い程度 ○ 強化ガラス 鈍体による衝撃には強いが、鋭利物による衝撃には弱い ○ 合わせガラス 2枚以上の板ガラスにフィルムを挟み加熱圧着したもので、破壊行為に対して非常に強い となっている。
※10	ピッキング	錠前のシリンダー（カギ穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する住宅への侵入手口
※11	引き戸錠（鎌錠）	引き戸に取り付けられる錠で、鎌（かま）状のデッドボルト（かんぬき）を枠側のストライク（受座）に引っ掛けて施錠するもの
※12	ドアスコープ	扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外側の様子を見通すことが可能な防犯用の広角レンズ。ただし、外から簡単に外されないものを取り付けることが必要である。

※13	ドアガード	室内から扉を僅かにあけて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具。同じ機能の金具で「ドアチェーン」があるが、これは工具で切断されるおそれがある。
※14	玄関等の出入口付近における人の顔及び行動が明確に識別できる程度の照度	玄関の照明設備は、その内側の床面においては概ね50ルクス以上、その外側の床面においては、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、概ね20ルクス以上の平均水平面照度（地面又は床面における平均照度）をそれぞれ確保することができるものとする。玄関以外の出入口の照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
※15	オートロックシステム	集合住宅の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、集合玄関扉の「電気錠」を解錠できるもの。 「電気錠」…暗証番号、カードキーにより解錠される錠
※16	自動施錠機能付き扉（錠）	鍵で施錠をする必要はなく、扉を閉めると自動的に施錠されるため解錠しなければ外部から扉を開くことが不可能となる扉（錠）
※17	メールコーナー等における人の顔及び行動が明確に識別できる程度の照度	メールコーナーや宅配ボックスの照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
※18	壁貫通型郵便受箱	マンションの共同メールコーナーに設置されており、郵便受箱の投函口と取り出し口前後（建物外・内）に区分されている郵便受箱 投函者は建物外から投函し、受取人は建物内から取り出せるため、投函者等の居住者以外の者が建物内へ入る必要がないことなどから防犯性能が高い。
※19	エレベーター昇降口における人の顔及び行動が明確に識別できる程度の照度	共用玄関の存する階のエレベーター昇降口の照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。 その他の階のエレベーター昇降口の照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
※20	防犯窓付きの扉	エレベーター昇降口からエレベーターかご内が見通せる構造の窓が付いている扉で、防犯性能が高い。
※21	エレベーターのかご内における人の顔及び行動が明確に識別できる程度の照度	エレベーターのかご内の照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
※22	共用廊下・共用階段における人の顔及び行動が識別できる程度の照度	共用廊下・共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
※23	ひな壇状	住棟が階段状となっている構造のものをいう。
※24	チェーン用バーラック	駐輪場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。
※25	サイクルラック	チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラック
※26	共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組み	安全・安心まちづくり推進要綱（R2.3.17 警察庁通達）に基づき、住宅における過去の侵入犯の手口を分析し、侵入されにくい住宅の基準を定め、認定を実施

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例に基づく

防犯指針

令和4年12月策定

編集・発行 広島県（警察本部生活安全部生活安全総務課）

郵便番号 730-8507 広島市中区基町9番42号

電話番号 082-228-0110（代表）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bouhanshishin/>